

計画作成年度	令和2年度
計画主体	石川町代表、玉川村 平田村、浅川町、古殿町

## 石川地方鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 石川町農政課

所在地福島県石川郡石川町字長久保 185-4

電話番号 0247-26-9126

FAX 0247-26-0360

メールアドレス sangyou@town.ishikawa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カルガモ、カラス、カワウ、アオサギ、ハクビシン、ダイサギ、コサギ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(H30年度)

鳥獣の種類	町村	被害状況	
		品目	被害額
イノシシ	石川町	水稲	350千円 40a
		バレイショ	220千円 12a
		カボチャ	100千円 9a
		計	670千円 61a
	玉川村	水稲	65千円 7a
		青刈トウモロコシ	110千円 13a
		バレイショ	635千円 38a
		カボチャ	140千円 14a
	計	950千円 72a	
	平田村	水稲	130千円 10a
		バレイショ	365千円 30a
		サツマイモ	0千円 0a
		カボチャ	140千円 12a
		デントコーン	310千円 73a
	計	945千円 125a	
	浅川町	水稲	1,246千円 131a
バレイショ		0千円 0a	
トウモロコシ		0千円 0a	
計	1,246千円 131a		
古殿町	水稲	1,811千円 157a	
	バレイショ	828千円 234a	
	青刈りとうもろこし	1,072千円 45a	
	計	3,711千円 436a	
イノシシ合計		7,522千円 825a	
カルガモ	石川町	水稲	40千円 7a
	玉川村	水稲	150千円 12a
	平田村	水稲	60千円 5a
	浅川町	水稲	—千円 —a
	古殿町	水稲	217千円 16a

	カルガモ合計		467 千円 40a
カラス	石川町	リンゴ	347 千円 9a
	玉川村	野菜、果樹等	607 千円 14a
	平田村	バレイショ	90 千円 5a
	浅川町		
	古殿町	青刈りウモロコシ	228 千円 35a
	カラス合計		1,272 千円 63a
カワウ	石川町	ウグイ等	3,550 千円 1,523 kg
	玉川村		
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	180 千円 360 kg
	カワウ合計		3,730 千円 1,883kg
アオサギ	石川町		
	玉川村	水稲	53 千円 5a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18kg
	アオサギ合計		73 千円 23kg
ハクビシン	石川町	リンゴ、リンゴ等	136 千円 19a
	玉川村	カボチャ	141 千円 15a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	飼料作物等	110 千円 47a
	ハクビシン合計		251 千円 62a
ダイサギ	石川町		
	玉川村	水稲	53 千円 5a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
	ダイサギ合計		73 千円 5a 18kg
コサギ	石川町		
	玉川村	水稲	53 千円 5a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
	コサギ合計		73 千円 5a 18g

※平成30年度各町村実施状況報告より作成。

## (2) 被害の傾向

### ① イノシシの被害

イノシシの被害は郡内一円で発生し、水稻(7月～10月)、バレイショ(3月～6月)、青刈りトウモロコシ(4月～10月)などの食害が発生している。また水田の畦畔の掘り起こしや家畜飼料の食い荒らしなどの農作物以外の被害も年々増加傾向にある。

### ② カルガモの被害

カルガモによる被害は、郡内一円で発生し、田植期(5月上旬)から6月上旬にかけて、食害や倒伏等の被害が発生している。また、近年、飛来数が増加する傾向にあり、被害面積が年々拡大している。

### ③ カラスの被害

カラスによる被害は、郡内一円で発生し、果樹や野菜更には4月から5月にかけて青刈りトウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

### ④ カワウの被害

カワウによる被害は、石川町内を流れる今出川・古殿町内を流れる鮫川及びその支流において、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。近年、飛来数の増加にともない被害量が増加する傾向が見られる。

なお、ヤマメの稚魚は毎年6月に100kg程度、ウグイの稚魚は10月に130kg程度放流しており、被害は一年を通して発生している。

### ⑤ アオサギの被害

アオサギは、郡内一円で生息が確認されており、各地で水田での苗の踏み倒しや引き抜き、及び古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

### ⑥ ハクビシンの被害

ハクビシンは、郡内での生息が確認されており特に玉川村・浅川町・古殿町内では、5～6月にかけて飼料用カボチャ、トウモロコシなどの食害が発生しており、被害面積が年々増加する傾向にある。

### ⑦ ダイサギの被害

ダイサギによる被害は、玉川村内で水田に苗を移植した時期に踏み倒し並びに引き抜き、及び古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

### ⑧ コサギの被害

コサギによる被害は、玉川村内で水田に苗を移植した時期に踏み倒し並びに引き抜き、及び古殿町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が確認されている。近年、飛来数の増加に伴う被害の拡大が懸念されている。

(3) 被害の軽減目標

イバシシ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町	670 千円	469 千円
	玉川村	950 千円	665 千円
	平田村	945 千円	662 千円
	浅川町	1,246 千円	872 千円
	古殿町	3,711 千円	2,598 千円
	計	7,522 千円	5,266 千円
被害面積	石川町	61a	49a
	玉川村	72a	58a
	平田村	125a	100a
	浅川町	131a	105a
	古殿町	436a	349a
	計	825a	661a

カルガモ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町	40 千円	32 千円
	玉川村	150 千円	120 千円
	平田村	60 千円	48 千円
	浅川町	千円	千円
	古殿町	217 千円	174 千円
	計	467 千円	374 千円
被害面積	石川町	7a	5.6a
	玉川村	12a	9.6a
	平田村	5a	4a
	浅川町	a	a
	古殿町	16a	12.8a
	計	40a	32.0a

カラス

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町	347 千円	175 千円
	玉川村	607 千円	300 千円
	平田村	90 千円	45 千円
	浅川町	千円	千円
	古殿町	228 千円	114 千円

	計	1,272 千円	63 千円
被害面積	石川町	9a	4.5a
	玉川村	14a	7a
	平田村	5a	2.5a
	浅川町	a	a
	古殿町	35a	17.5a
	計	63a	31.5a

#### カワウ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町	3,550 千円	2,485 千円
	玉川村		
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	20 千円	14 千円
	計	3,570 千円	2,499 千円
水産物被害量	石川町	1,523 kg	1,066kg
	玉川村		
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	360 kg	252kg
	計	1,883kg	1,318kg

#### アオサギ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町		
	玉川村	水稲 53 千円	水稲 50 千円
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 20 千円	水産物 18 千円
	計	73 千円	68 円
被害量	石川町		
	玉川村	水稲 5a	水稲 4a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 18kg	水産物 15kg
	計	5a 18kg	4a 15kg

ハクビシン

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町	136 千円	68 千円
	玉川村	141 千円	70 千円
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	110 千円	55 千円
	計	387 千円	193 千円
被害面積	石川町	19a	9a
	玉川村	15a	7a
	平田村		
	浅川町		a
	古殿町	47a	23a
	計	81a	39a

ダイサギ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町		
	玉川村	水稲 53 千円	水稲 48 千円
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 20 千円	水産物 18 千円
	計	73 千円	66 千円
被害量	石川町		
	玉川村	水稲 5a	水稲 4a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 18kg	水産物 16kg
	計	5a 18kg	4a 16kg

コサギ

指標	町村	現在値(平成30年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	石川町		
	玉川村	水稲 53 千円	水稲 48 千円
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 20 千円	水産物 18 千円
	計	73 千円	66 千円

被害量	石川町		
	玉川村	水稻 5a	水稻 4a
	平田村		
	浅川町		
	古殿町	水産物 18kg	水産物 16kg
	計	5a 18kg	4a 16kg

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 町村全てで鳥獣被害対策実施隊を設置し捕獲を実施している。</li> <li>・捕獲手段は、銃器、箱わな、くくり罠などを使用している。尚、捕獲用の箱わな・くくり罠については、町村が実施隊に貸与している。また、ICT 通信システムを活用し実施隊員の労力軽減を図る取組みも行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟者が高齢により減少し、捕獲の担い手育成が急務となっている。</li> <li>・イノシシ被害地域が郡内一円に拡大していることから更なる捕獲体制の検討が必要となっている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。</li> <li>・被害地区において鳥獣被害対策実施隊と地域住民による追い払い活動を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題である。</li> <li>・電気柵やネット等の設置後の管理方法の徹底が必要である。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<p>鳥獣による農作物及び水産物の被害は、年々増加しており、特に、イノシシやハクビシン等による被害が増加している。その対策として以下のことに取り組む。また、イノシシの個体数調整については、有害捕獲及び狩猟等により実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 箱わなやくくり罠の捕獲機材の導入と ICT 技術を導入するとともに、捕獲技術の向上と効果的な捕獲を目的とした研修会等を実施し、捕獲率の向上を目指す。</li> <li>2 鳥獣被害対策実施隊の高齢化により狩猟免許取得者が減少し、隊員の確保が難しい状況にあるため、狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。また、鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施し、総合的な被害防止対策を講ずる。今後は広域的な取組も視野に入れる。</li> </ol> <p>③ 鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区の追い払いを実施する。また、被害が大きい地区を中心に電気柵等の設置を推進する</p> <p>④ 地域住民が自ら農作物を守る意識とともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。</p>
--



### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部各分会からの推薦を受けた者を石川地方町村が実施隊員として任命し、鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については、鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2	イノシシ カルガモ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等を通じて地域の住民に駆除に関する理解を促し、地域ぐるみでの取組みを実施する。また狩猟免許取得に向けた情報提供を行い実施隊員数を拡大する。</li> <li>・箱わな、くくり罠及びICT 技術機器等の捕獲機材を導入し、捕獲頭数の増大と実施隊の見回り労力の軽減を図る。</li> </ul>
R3	イノシシ カルガモ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等を通じて地域の住民に駆除に関する理解を促し、地域ぐるみでの取組みを実施する。また狩猟免許取得に向けた情報提供を行い実施隊員数を拡大する。</li> <li>・箱わな、くくり罠及びICT 技術機器等の捕獲機材を導入し、捕獲頭数の増大と実施隊の見回り労力の軽減を図る。</li> </ul>
R4	イノシシ カルガモ アオサギ ハクビシン ダイサギ コサギ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等を通じて地域の住民に駆除に関する理解を促し、地域ぐるみでの取組みを実施する。また狩猟免許取得に向けた情報提供を行い実施隊員数を拡大する。</li> <li>・箱わな、くくり罠やICT 技術機器等の利用による効率的な捕獲技術の実証を行う。</li> <li>・捕獲技術の実証後、研修会を開催する。</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 270頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 270頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 270頭
カルガモ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50羽
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90羽
カワウ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 30羽
アオサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20羽
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 50頭
ダイサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽
コサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 16羽

捕獲等の取組内容	
1 捕獲手段	(1) イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。 (2) カルガモ 銃器による。 (3) カラス 銃器による。 (4) カワウ 銃器による。 (5) アオサギ 銃器による。 (6) ハクビシン 箱わな及び銃器による。 (7) ダイサギ 銃器による。 (8) コサギ 銃器による。 (9) アナグマ 箱わな及び銃器による。
2 捕獲時期	農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。
3 捕獲場所	被害が大きい地区について、鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、重点的に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシの捕獲については、箱わな、くくりわなにより捕獲を行っているが、捕獲の実績は十分でない。このようなことから、銃による捕獲を取り組んで行く。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから、使用する銃は、射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕獲を実施する。なお、ライフル銃の使用に当たっては、周囲の安全確認を十分に行い、確認ができた場合のみ使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R2年度	R3年度	R4年度
イノシシ	電気柵の設置 50,000m	電気柵の設置 50,000m	電気柵の設置 50,000m

## (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
R3	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等の対策技術の実証を行う。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
R4	イノシシ	○電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。 ○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

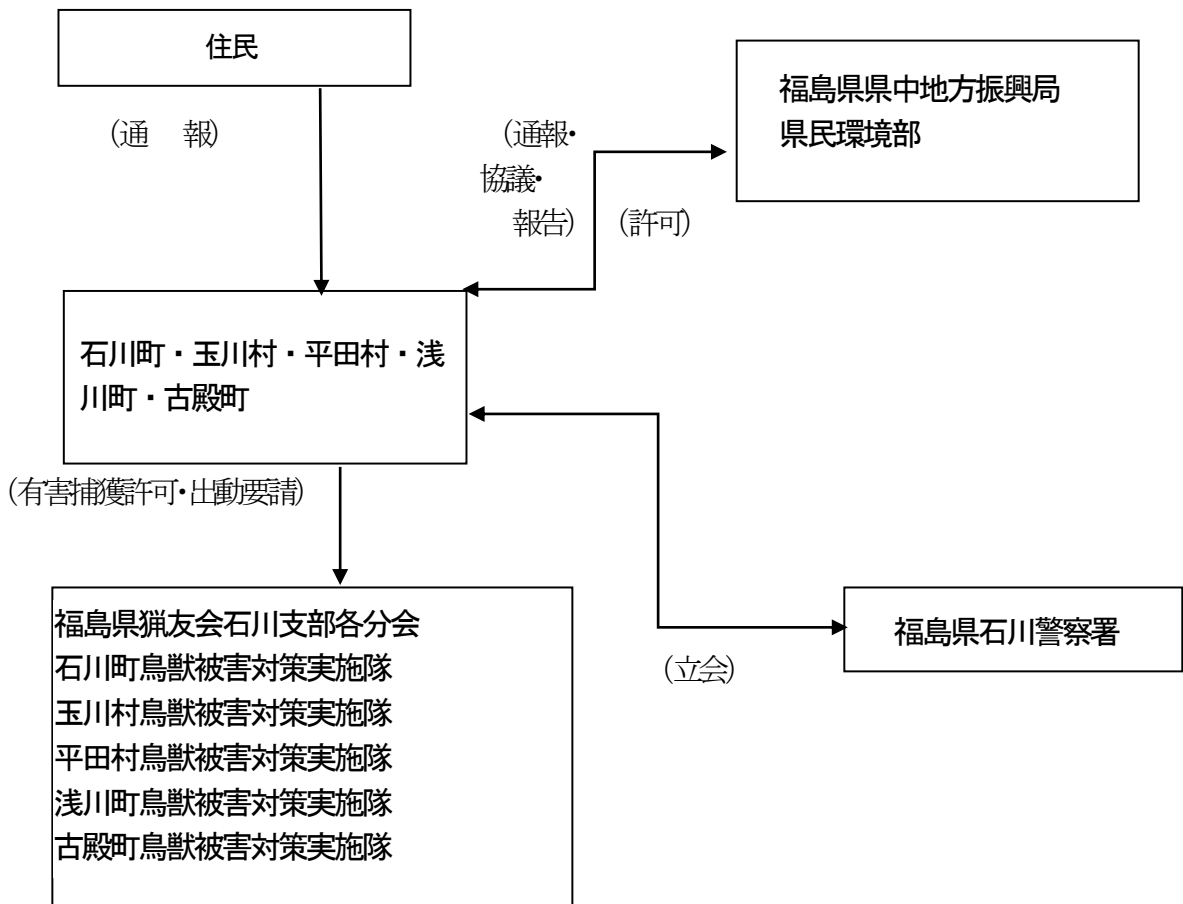
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知するとともに、県及び警察、鳥獣被害対策実施隊等と連携した対応を図る。
福島県猟友会石川支部 石川町分会 玉川村分会 平田村分会 浅川町分会 古殿町分会	町村と連携し、有害鳥獣に関する情報提供を行う。

石川町鳥獣被害対策実施隊 玉川村鳥獣被害対策実施隊 平田村鳥獣被害対策実施隊 浅川町鳥獣被害対策実施隊 古殿町鳥獣被害対策実施隊	被害情報の収集と住民への喚起を行う。捕獲許可の下りた有害鳥獣の捕獲に従事する。
石川警察署	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供と助言及び指導、住民の避難誘導等を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	町と連携し、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石川地方鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
石川町・玉川村・平田村・ 浅川町・古殿町	生息調査及び被害防止対策の普及・推進
福島県猟友会石川支部各分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導する。
福島県農業共済組合いわせ石川支所	農作物の被害に関する調査
ふくしま中央森林組合 石川岩瀬事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
石川町・玉川村・平田村・浅川町古殿 町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 大原森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 横川森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言並びに指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
阿武隈川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
鮫川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事

平成25年4月1日に設置 石川町隊員26名  
平成25年5月16日に設置 玉川村隊員12名  
平成24年11月7日に設置 平田村隊員16名  
平成25年7月1日に設置 浅川町隊員9名  
平成27年4月1日に設置 古殿町隊員23名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

当地方全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし